

東京海区におけるはご釣り漁業の制限

1 指示事項

はご釣り漁業の制限

2 指示を行った背景等

はご釣り漁業の対象資源が減少したため、操業隻数を制限する必要性が生じた。

3 指示開始年

昭和38年（第3回東京都島部海区漁業調整委員会）

平成16年8月に東京都内湾・東京都島部・小笠原海区の3海区が統合し、東京海区が承継した。

4 有効期間

1年間（毎年更新）

令和5年3月1日から令和6年2月29日まで

5 指示の目的

水産資源保護のため。

6 指示の対象者

漁業者（漁業種類：はご釣り漁業）

7 対象魚種

タイ、ヒラマサ、カンパチ、シマアジ、イサキ、ウメイロ、アカハタ

8 主な内容

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）において、委員会の承認を受けずに「はご釣り漁業」を行うことを禁止する。総トン数10トン（都所属船舶は総トン数20トン）以上の船舶を使用する操業及び夜間操業は全面的に禁止。

なお、総トン数3トン未満の船舶を使用する操業は、委員会の承認は不要。

この漁業の承認できる隻数は350隻、各都県に隻数が割り当てられている。

操業の際には、承認書の所持と操業旗章の掲揚が必要であり、操業期間終了後には操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

東京漁調指示第14号（案）

東京海区（伊豆諸島海域に限る。）におけるはご釣り漁業（こませ袋を備えた「はご」を使用し、たい、ひらまさ、かんぱち、しまあじ、いさき、うめいろ及びあかはたを釣ることを目的とする漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年12月　　日　（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会
会　長　有　元　貴　文

（禁止操業）

- 1 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。ただし、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上特に支障がないと認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 総トン数10トン以上の船舶を使用する操業（東京都所属船舶については、総トン数~~15~~20トン以上の船舶を使用する操業）
 - (2) 夜間（日没から日の出までの間をいう。）の操業

（承認操業）

- 2 大島、利島、新島（鵜渡根島及び地内島を含む。）、式根島、神津島（恩馳島及び銭洲を含む。）、三宅島（大野原島を含む。）、御蔵島（藺灘波島を含む。）、八丈島（八丈小島を含む。）、青ヶ島、ベヨネース列岩、須美寿島、鳥島及び嬬婦岩の各最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の海域において、総トン数3トン以上の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 承認隻数
この漁業の承認できる隻数の最高限度は350隻とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

東京都	160隻
神奈川県	80隻
千葉県	40隻
静岡県	52隻
その他の県	18隻
 - (2) 承認をしない場合
 - ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合
 - イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合
 - ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合
 - エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

- 3 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

- 4 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。
- (1) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。
 - (2) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。
 - (3) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和7年4月30日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。
- なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

- 6 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

- 7 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

- 8 この指示の有効期間は、令和6年3月1日から令和7年2月28日までとする。

注) : _____ 今回の変更箇所